

子育て支援カフェ事業 よくある質問

Q1.会社であっても応募できますか。

A1.募集要項の「6 応募資格」を満たし、事業内容が募集要項の「2 事業内容」の要件を満たす内容であれば応募いただけます。なお、事業として非営利であることが必要です。

Q2.一度に親子 10 組が参加できる会場の確保が難しいのですが、2 部に分けて開催しても良いですか。

A2.以下の要件を全て満たす場合に限り、2 部に分けて開催することが出来ます。

なお、2 部に分けた場合は 2 部合わせて 1 回とカウントします。

【要件】

- ・各部は同日に同場所で同内容として開催すること。
- ・各部は同時に募集し、利用者はどちらか片方のみ参加できるようにすること。
- ・各部の利用定員は 5 組以上とすること。

※注意事項：2 部に分ける場合の加算への影響について

- ・① 7 回以上の実施

2 部に分けた場合は合わせて 1 回としてカウントし、合計 7 回以上の実施が必要です。

- ・② 高等教育機関に在籍する学生が 1 回以上スタッフとして参加

2 部に分ける場合は、1 部に学生が参加すれば対象となります。

- ・③ 新規利用者が参加しやすい、通常より定員を増やしたイベントを実施（例：季節の行事等）

2 部に分ける場合は加算の対象外となります。

Q3.既に行っている事業が要件を満たす場合は応募できますか。

A3.応募可能です。ただし、本事業の事業期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までであり、令和 8 年 9 月 30 日以前に行った事業を対象とすることは出来ません。なお、委託契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日の間に、子育て支援カフェ事業で使用するための物品購入や実施施設の予約に伴う施設利用料の前納等を行うことは可能です。

Q4.事業内で営利事業の宣伝をしても良いですか。

A4.子育て支援カフェ事業は市の委託事業であり、営業行為は出来ません。

Q5.高等教育機関とは、どのような機関ですか。

A5.大学・大学院・短期大学・専門学校などを指します。